

令和5年度第2回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和5年12月7日（木）午後3時開会
開催場所	北とぴあ 901会議室（傍聴人定員：20名）
出席委員	事業者団体関係者 堀田 秀一 事業者団体関係者 山本 哲哉 労働者団体関係者 伊藤 好磨 労働者団体関係者 江藤 学 学識経験者（弁護士） 一瀬 太一 ※職務代理者 学識経験者（公契約関係の専門家） 沼田 良 ※会長
次第	1 開会 2 議題 （1）工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額の設定について （2）工事または製造の請負契約以外の契約に係る労働報酬下限額の設定について （3）令和6年度労働報酬下限額の答申について 3 その他連絡事項等 4 閉会
事前送付資料	（1）次第 （2）令和6年度労働報酬下限額の設定について （3）答申文（ひな形） （4）令和6年度労働報酬下限額設定の勘案事項及び先行区調査結果について （5）令和5年度東京都北区公契約条例スケジュール （6）東京都の公共工事設計労務単価推移 （7）会計年度任用職員（事務補助）の賃金推移について （8）地域別最低賃金の全国一覧 （9）北区周辺の職種別賃金状況 （10）令和5年度の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 （参考資料1）予定価格が9,000万円を超える令和5年度工事請負契約（入札分）一覧 ※令和5年10月末時点 （参考資料2）契約金額が2,000万円を超える令和5年度委託契約（入札分）一覧 ※令和5年10月末時点 （参考資料3）入札における最低制限価格について（北区HPより） （その他） 令和5年度第1回公契約審議会議事概要（未定稿）
席上配布資料	江藤委員作成資料
備考	学識経験者（社会保険労務士）稲田 耕平委員は欠席

発言者	議事内容
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(開会)</p> <p>本審議会は条例によりまして、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできないとされておりますが、本日7名中6名が出席されておりますので、会議を進めさせていただきます。本日は稲田委員から、ご欠席の連絡をいただいております。意見につきましては会長一任と伺っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(事前送付資料、席上配布資料の確認)</p>
○事務局(中澤総務部長)	<p>(開会のあいさつ)</p>
○沼田会長	<p>皆さん、こんにちは。お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>審議会の2回目というのは答申案をまとめるための会議でございますので、それを最優先してやっていきたいと思っております。まとめ方ですが、令和5年度の労働報酬下限額を基礎にして、その上に最低賃金の上昇、「令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告」を踏まえた答申とすると前回決定させていただきましたので、その方向で答申案文を決めさせていただきたいと思っております。</p> <p>では、議題(1)のご説明をお願いいたします。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(事前送付資料に沿った議題(1)の説明)</p>
○沼田会長	<p>労働報酬下限額については令和5年度の枠組みを変えないで、令和6年度の公共工事設計労務単価を基準に設定するという提案でございました。</p> <p>堀田委員にお伺いしたいのですが、事業者として、この案についてはいかがでしょうか。</p>
○堀田委員	<p>私はこの案でよろしいかと思います。</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。そのほか、今の事務局の説明に質</p>

	<p>疑などがあれば受けますが、いかがですか。大丈夫ですか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>○沼田会長 次に議題(2)の説明を事務局からお願いします。</p> <p>○事務局(千田契約管財課長) (事前送付資料に沿った議題(2)の説明)</p> <p>○沼田会長 委託、指定管理についても同じように、令和5年度の労働報酬下限額を基準にして「令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告」等を踏まえて、決定するという提案でございました。</p> <p>事務局に質問ですが、この案ですと時間単価、時給はどのぐらいになるでしょうか。</p> <p>○事務局(千田契約管財課長) 区内の業務委託・指定管理につきましては、特別区人事委員会勧告で示されましたⅢ類初任給の上昇額相当分、地域手当相当分を含めた月額7,200円を加えると、1時間当たり1,191円になります。令和5年度の労働報酬下限額、1,147円からは約3.8%の増となります。44円上がります。</p> <p>区外につきましては、令和5年度の労働報酬下限額に、今の増加率3.8%を掛けますと、南房総市が1,065円、那須町が990円になります。</p> <p>○沼田会長 ありがとうございます。質疑などあれば、お願いします。</p> <p>○伊藤委員 1,191円という金額ですが、会計年度任用職員の金額は、もう出ているのでしょうか。</p> <p>○事務局(中澤総務部長) 会計年度任用職員の報酬の月額については、従前は翌年の4月1日から改定するという考え方でしたが、今年度は通常の常勤職員と同じように、4月に遡るといふ取扱いとさせていただくことになりました。従いまして時間単価については1,191円ということで、労働条件の通知などは変更させていただくということになっています。</p>
--	--

○伊藤委員	会計年度任用職員も1, 191円と考えて、会計年度任用職員の期末手当というのは含んでないということですか。
○事務局(千田契約管財課長)	含んでないです。
○伊藤委員	含むと、どれくらいの金額になるのでしょうか。
○事務局(千田契約管財課長)	期末手当を含みますと、1時間当たり1, 208円ぐらいには計算上なります。
○伊藤委員	それを、今回の委託に適応することというのは難しいでしょうか。
○事務局(千田契約管財課長)	会計年度任用職員の中には、期末手当を支給されていない方もいらっしゃいます。労働報酬下限額を設定するというのであれば、あくまでも下限というところで、賞与の部分については含めないというふうに考えています。
○事務局(中澤総務部長)	労働報酬下限額については、所定内賃金という考え方で設定をするという考え方で整理をさせていただいていますので、そういう意味では期末手当とか、いわゆるボーナスについては算定対象外という考え方であると承知をしています。
○伊藤委員	所定内ということで、そういう対価は含まないという考え方ということですか。もう少しで1, 200円というところにはなると思いますが、それは考えていらっしゃるのでしょうか。
○事務局(千田契約管財課長)	<p>今回1, 191円というご提案ですけれども、先ほど、今年度からの伸び率を3.8%と申し上げました。今回、最低賃金が10月に改定されましたが、東京都の最低賃金の改定率も大体同じくらい3.8%ぐらいの上昇です。</p> <p>前回の1回目で出された資料にも、物価上昇率を載せていただいていたと思いますが、そちらでもおよそ前年度比3.8%ぐらいになっていると思います。この伸び率自体は、これより高過ぎたら、事業者が厳しくなるということもありますし、</p>

	<p>これより低くなると今度は働く人のほうが厳しくなるというところもありますので、そういう意味では、適切と考えています。</p>
○伊藤委員	<p>山本委員にお聞きしたいのですが、今回1, 191円というのは妥当だと思いますか。ちょっと感想を聞かせていただければと思います。</p>
○山本委員	<p>労働報酬下限額としては妥当なところだと思います。私ども、公園管理とかの指定管理で働いていただいている方は、契約社員の方だとか、アルバイトの方が多いので、実際に期末手当というか賞与自体がない方がほとんどなので、考え方としてはこれでいいじゃないかなと思います。</p>
○沼田会長	<p>よろしいですか。</p>
○伊藤委員	<p>はい。</p>
○沼田会長	<p>山本委員についてお伺いしたいのですが、指定管理や事業者、同業種の職員同士、同じ業種の職員同士で発注機関の違いで賃金や求人条件に差を設けるということは、事業者にとっては問題ないことなのでしょうか。</p>
○山本委員	<p>それはそれぞれの条件に合わせて、組み立てるので。</p>
○沼田会長	<p>分かりました。 それでは、議題（3）に行きますが、答申をこの資料3のひな形に議題（1）（2）の原案を基にして、審議会としての決定を入れるという形式にさせていただきたいと思います。これは前年と同じ形式です。前回の審議会で事務局より、答申時点で委託、指定管理については金額を示して答申すると依頼がありましたので、ここの資料（3）の下線部に金額を入れて、答申をしたいと思っております。 それでは、資料（3）の枠で囲われている箇所に審議会の決定を入れるという形で進めます。最初にまず、工事・製造の請負についてです。</p>

	<p>熟練労働者及び一人親方は、令和6年度に適用される東京都における各種職種の公共工事設計労務単価を8時間で割り、90%を乗じた額とする。東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない4職種については、タイル工は内装工、屋根ふき工は板金工、建具工は内装工、建築ブロック工は石工の単価を90%とする、近いものに合わせるということです。</p> <p>それから、熟練労働者及び一人親方以外（労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等）は、令和6年度に適用される東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価を8時間で割り、70%を乗じた額と決定する。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>○沼田会長</p> <p>異議なしということで決定したということになります。</p> <p>次、委託、指定管理に行きます。</p> <p>まず、区外施設以外。令和5年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額に、「令和5年職員の給与等に関する報告及び勧告」で示されたⅢ類の初任給の上昇額（地域手当相当額を含む）相当額を加えた1,191円/時間ということになります。</p> <p>これでいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>異議なしということで決定しました。</p> <p>次に区外の施設に移ります。</p> <p>区外の施設に関する特定公契約に従事する特定労働者等については、各区外施設の令和5年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額に、令和5年度の業務委託・指定管理等の労働報酬下限額（1,147円/時間）に対する1,191円/時間の増加率を乗じた金額とする。南房総市は1,065円/時間、那須町は990円/時間ということになります。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいですか。</p>

○沼田会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは異議なしということで、令和5年度の審議会の答申としては、このように決定させていただきます。答申文については、会長に一任させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
○沼田会長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、そういうことにさせていただきます。</p> <p>審議会から区長への答申文については調整の上、区長に提出するというにいたします。</p> <p>ここで事務局に確認ですが、告示は委託指定管理の労働報酬下限額の告示を先行して行い、令和6年度の公共工事設計労務単価発表後に工事の労働報酬下限額の告示を行うということでよろしいでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>今、会長がおっしゃられたように、委託に関しては入札等に支障がないように、答申いただいて今月中、遅くとも1月中旬までには告示をさせていただきたい。工事につきましては、2月の公共工事設計労務単価発表後、3月に告示をさせていただきたいと思います。第2回目の今日の議事録の公開がおそらく後になってしまいますけども、告示のほうは先にさせていただければと思います。</p>
○沼田会長	<p>では、答申と別になりますけれども、この審議会の運営、それから公契約に関する意見、感想など、何かございましたらお願いいたします。</p>
○伊藤委員	<p>今、1,191円という金額が出ましたけれども、今回近隣の区では大体1,200円を超えて来ているというところがありまして、自分の知っている限りでも、今3区ぐらいが1,200円を超えて来ているということです。次の年度を見据えた上では、ちょっと周回遅れになってくるという懸念がされます。次年度は、その辺を加味してというか、考えていただきたいなというふうに思います。</p>

○事務局(千田契約管財課長)	<p>条例を持っている区は、今ちょうど審議会で決定しているところだと思います。来年度、それぞれの区で出された労働報酬下限額を勘案させていただきたいと思います。その上で、北区は北区の実情に合わせて、条例にのっとなって、新たな審議会で審議をしていただいて、決めさせていただければと思います。</p>
○沼田会長	<p>1, 191円というところがすごくもったいない数字で、安く見えるんですよ。だけど、よく考えてみたらそんなに違わないので、多分来年は確実に1,200円を超えてそろうという、そろう必要はないんですけど。</p> <p>それで一つ、資料を見ていて思ったのですが、この委託と指定管理の55件がありましたよね。参考資料(2)、委託、指定管理が55件あります。これは、公共サービスを民間がやっているということで、昔は公務員がやっていた、公共サービスを今民間で委託、指定管理で行っていると思いますが、区民が考える公共サービスとしては、この55件だと思うんですよ、主に。だから、区民が見る区役所の仕事というのは、この民間の人たちがやっている55件を見て、主に区役所が評価をされるということなので、できるだけきちんと処遇して公共サービスを担っていただくということが必要だろうなと改めて思いました。ただ、北区の全体のサービスの中の位置づけがありますから、これだけに投資するというのももちろんできないことですが、できるだけきちんと処遇していただくという、そういう格好で公共サービスを充実させていただくという、会長としてお願いしたいと思います。</p> <p>そのほか、何かございますか。</p>
○江藤委員	<p>第1回目の審議会で出ました、現場の調査というものに行かせていただきました。その中で、賃金調査ではなく、公契約条例の認知度ということで調査をさせていただいたんです。うちの労働組合のところもそうなんです、ちょっと宣伝活動が足りなかったかなということで、誰も知らないということで、次年度の課題ということで、皆さんに何とか、これを広めていかないといけないのではないかなという課題を提起したいと思います。</p>

	<p>もちろん、私たち労働組合のほうでも現場宣伝等行っていますが、事務方としてもホームページだけではなく、現場に、詰所にポスター掲示であったりとか、そういったものをぜひお願いして、労働者の皆さんがここは公契約適応現場なんだと、公契約条件はこういうものなんだというところを、しっかりと把握できるような、そういったものをつくっていただければなと思います。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>この結果、見させていただきました。前回の審議会でも申し上げたと思いますが、事業者には契約する段階で、特定公契約に当たるという説明をさせていただいて、その認識はあると考えています。ただ、事業者の労働者の周知について足りない部分もあるのかなと思います。制度が始まったばかりということもありますので、今後につきましては契約管財課からは事業者に対してより丁寧な説明をしていきたいと思ひますし、また工事所管課にもご協力いただいて、特定公契約であることを改めて認識していただいて、周知がされるようにしていきたいなというふうに思ひます。</p>
○沼田会長	<p>江藤委員に伺ひますけど、これは前回言われた社会保障についての知識が乏しい人も中に入ると言われましたけど、これの中にもそういう人が入っているということですか。想像でいいです。</p>
○江藤委員	<p>想像では入っているかなと思います。</p>
○沼田会長	<p>だとすれば、つくったばかりの公契約条例を知っているかというのは無理だと思うんですけどね。自分の社会保障について知識が万全じゃない人が、去年つくった公契約条例を理解しているかという、私は多分そうじゃなくて、むしろこういう機会を作っただいて、周知していただいたことのほうが大きいかなという。</p>
○江藤委員	<p>なので、労働組合としても常に現場訪問をさせていただきながら、周知活動をさせていただこうということ。</p>

○沼田会長	<p>こういうのを1件、1件潰していったらどうですかね。 それが1番確実だと思いますよ。仲間が言うことは信用できるだろうし。</p>
○江藤委員	<p>そうですね。そういった中で、これだけの賃金がもらえてないという声も上がってきていたというところで、善処したい、皆さんと一緒にやっていただければ、あと、この結果、来年の結果によっては、契約管財課でも調査が必要であるという判断を、審議会のほうでしていただくという材料になるかもしれません。まだ始まったばかりなので、そこまでいきませんが、そういったところを。</p>
○沼田会長	<p>さっきの55件を考えると100人どころじゃないですよ、対象は、すごい数になるんじゃないかな。だから、調査という一仕事というか、大変な仕事。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>周知の方法につきましても、ほかの自治体の資料を参考に、どういうものがあるかというのは、検討はしていきたいと思えます。</p>
○沼田会長	<p>次年度以降の課題ですね。 そのほかございますか。よろしいですか。 では、事務局からの連絡事項に。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>まず、委員の皆様、この約2年間ありがとうございました。最初の委員の皆様が令和6年3月31日までとなっております。来年度、次期の委員につきましては、今回推薦をいただいた団体から引き続き推薦をお願いしたいというふうに考えております。来年度4月以降に、それぞれの各団体宛に推薦依頼を出させていただきたいと思えますので、またご協力をいただければというふうに思います。次の委員の任期は、就任されてから2年間になります。</p>
○沼田会長	<p>では、以上をもちまして、令和5年度第2回北区公契約審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。</p>